

議第 1 5 4 号

呉市体験学習施設条例を廃止する条例の制定について
呉市体験学習施設条例を廃止する条例を次のように定める。

呉市体験学習施設条例を廃止する条例
呉市体験学習施設条例（平成 1 5 年呉市条例第 3 5 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

松寿苑及び呉市豊ふるさと学園を廃止するため、この条例案を提出する。